

難聴児補聴器購入費助成のお知らせ

市では、補聴器の装用による言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費の一部を助成します
(令和4年4月1日より、補聴援助システムも助成の対象となりました)

◎対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない者で **次のいずれにも該当する18歳未満の難聴児**

- (1) 五泉市内に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) 対象児の属する世帯のうち、市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満であること

◎助成額

- ①補聴器購入費(基準価格)の3分の2
- ②補聴援助システム購入費(基準価格)の3分の1

①助成対象となる補聴器の種類と基準価格

補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	① 補聴器本体(電池を含む。) ② イヤモールド (注)イヤモールドを必要としない場合は基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	50,600		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型(レディメイド)	96,000		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	① 補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	70,100	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

②助成対象となる補聴援助システムの種類と基準価格

補聴援助システムの種類	1台当たりの基準価格(円)	耐用年数
受信機(FM型・デジタル型)	80,000	原則として5年

裏面もご覧ください

《手続きのながれ》

1.申請手続き

※購入する前に申請が必要です(購入後は対象外)

健康福祉課障害係または地域振興課福祉係で申請手続きをしてください(申請書・医師の意見書の用紙は窓口にあります)。

《申請に必要なもの》

- ◆申請書 申請者は保護者です。
- ◆医師の意見書 医療機関で受診の上、記入してもらってください。
※身体障害者福祉法による指定医師が記入したものに限りませう。
- ◆補聴器の見積書 補聴器販売事業者から医師の意見書に基づいて、必要とする補聴器の見積書をもらってください。

2.審査・決定

健康福祉課で内容を審査し、書面にて助成を決定します。
決定：申請者宛に助成金交付決定通知書・給付券を郵送します。
却下：申請者宛に却下通知書を郵送します。
※申請から決定まで2週間程度時間を要します。

3.購入・支払

- ①決定通知書の到着後、補聴器販売事業者(見積業者)から購入してください。
- ②購入時、申請者は給付券に記載してある利用者負担の金額を、業者に直接支払います。その際、給付券の「受領年月日」、「受領者氏名」及び委任状欄の委任者等に記入・押印のうえ、業者に渡してください。

※業者は納入後、請求書及び給付券を健康福祉課障害係に提出してください。その後、助成額を口座に支払います。

◇お問い合わせ先◇

健康福祉課 障害係
電話:43-3911
内線:221、224

支所地域振興課 福祉係
電話:58-7181
内線:612、613、633